

倫理規程

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人日本デフバドミントン協会（以下「本協会」という。）第6章第40条3により、本会員の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本協会の目的、事業執行の公正さに対する疑念や不信を招くような行為の防止を図り、またスポーツ関係者として倫理に照らして逸脱した行為を行わないよう、本会関係者の社会的な信頼を確保することを目的とする。

(本規定の適用範囲)

第2条 この規程は、本協会に登録した者（以下「会員」という。）に適用する。

(会員の責務)

第3条 会員は本協会定款第4条に規定する「目的」を達成するため、本協会定款・規提、規定、社会通念及び本会決定事項を順守し、常に品位を保ち、他の範となるよう行動し、順守すべき法令はもとより本規定の事項以外においても社会規範から逸脱することがあってはならない。

(禁則事項)

第4条 次に掲げる行為を禁止する。

1. 会員又は役員として著しく品位又は名誉を傷つけること。
2. 立場や指導に名を借りた暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、差別、暴言等、その他人個人的な差別等人権尊重の精神に反する言動をとること。
3. 日常の行動について公私を混同し、職務やその他地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋強要をすること。
4. 競技会において不正行為をしたり、競技規則を逸脱した行為をとること。
5. 本協会の決定した方針に従わず、正当な理由なく選手を派遣しないこと。
6. 競技のために、世界ドーピング防止規程・禁止表国際基準に規程する禁止物質を使用すること、または使用させること。
7. 本協会の運営費・補助金、助成金等の経理処理に関し、会計基準に基づかない不適切な処理や他の目的の流用や不正行為を行うこと。
8. 暴力団など反社会的勢力の構成員となること、反社会的勢力から金品、便宜もしくはもてなしを受けること、または反社会的勢力との間で、車、金銭の貸借などあらゆる取引を行うこと。
9. 未成年者による飲酒、喫煙。
10. 賭博、強盗、恐喝、暴行、窃盗、強制わいせつ・飲酒運転。
11. その他著しくスポーツマン精神に反する行為を行うこと。

(この規程に違反した場合の対処等)

第5条

1. この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役員が、この規定に違反する行為があったと認められる場合においては、会長は意見を聴取したうえで、厳正に必要な措置をとるものとする。

る。

2. 前項の厳正に必要な措置をとるとは、違反行為者の内容及び程度により異なるが、戒告、会員資格の永久追放、社会への内容公開及び捜査機関への通報等をいう。

(情報受付窓口)

第6条 情報の受付は、本協会の倫理委員長、倫理委員が窓口となる。

(その他)

第7条 この規程の改廃は理事会で決定する。

(附 則)

この規定は2018年4月28日より施行する。